

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、子育てに関する事項についてを議題といたします。

(1) こども家庭センターの設置について、理事者から報告願います。

○向井子育て支援部長 こども家庭センターの設置につきまして、御報告を申し上げます。

お手元にお配りしております資料を御覧ください。本市におきましては、主に妊産婦及び乳幼児を対象に、妊娠、出産、子育てに関する各種相談や必要に応じて保健医療等の関係機関等との連絡調整を行う子育て世代包括支援センターをおやこ応援課に、また、子どもと子育て家庭及び妊産婦を対象に、子ども等に関する相談全般から訪問等で得た情報を基にアセスメントを行い、関係機関等と連携した支援まで行う子ども家庭総合支援拠点を子ども総合相談センターに配置し、定期的な情報共有のための会議の開催や双方の職員が共に家庭訪問を実施するなどの連携を進めてきたところでございます。

しかし、速やかな情報共有や両機能が持つ専門性を生かした一体的な支援を行う上で、必ずしも十分な連携が図られているとは言えない現状、課題がございました。

そうした中、国において、児童虐待等の相談件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化等を行うため、令和4年の改正児童福祉法において、両施設の持つ機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置に努めなければならないとされたところでございます。

こうしたことから、本市におきましても、両機能における一層の情報共有や連携支援の強化を図り、全ての妊婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援体制の強化を図るため、本年4月にこども家庭センターを設置し、センター長及び統括支援員をそれぞれ1名配置したところでございます。

こども家庭センターでは、子育て世帯に対する包括的な支援を切れ目なく提供していくため、当事者のニーズに沿った伴走型相談支援を実施するほか、関係機関の連携による重層的な相談支援を行ってまいりますとともに、本センターの認知促進に向けては、要保護児童対策地域協議会等関係機関への周知を行ってまいります。

今後につきましては、母子保健と児童福祉の一層の連携を深め、相談者の利便性と支援力の向上を図り、実践を重ねながら、実効性のある相談支援体制となるよう検証、検討を行ってまいります。

以上、こども家庭センターの設置についての報告とさせていただきます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○中村みなこ委員 それでは、こども家庭センターの役割をもう少し詳しく伺いたいと思います。

具体的にはどのように一体的な支援を行っていくのでしょうか。なかなかイメージしづらいと感じましたので、先ほどの説明とも重複するところもありそうですが、いま一度事例なども併せて説明願います。

○福田子育て支援部主幹 こども家庭センターは、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が、その設置意義や機能を維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するものとされており、本市では、従来同様に母子保健機能をおやこ応援課が、児童福祉機能を子ども総合相談センターが担ってまいります。

こども家庭センター設置後は、おやこ応援課が所管する妊産婦支援及び乳幼児の子育て支援や、子ども総合相談センターに寄せられる本人及び関係機関等からの養育相談などから、まずは、それぞれの担当においてリスクアセスメントなどを行い、統括支援員が開催する合同会議において、支援方針や役割分担について指導助言を行ってまいります。

また、具体的に想定される例といたしましては、乳幼児健診等においておやこ応援課が把握した養育に不安のある子育て家庭について、合同会議において検討し、おやこ応援課だけでなく子ども総合相談センターもその家庭の支援に加わり、子ども総合相談センターが所管する子育て世帯訪問支援事業等の利用に円滑につながることなどが考えられるところです。

○中村みなこ委員 こども家庭センターとして、センター長と統括支援員が配置されているとのことですが、それぞれの具体的な業務について伺います。

○福田子育て支援部主幹 統括支援員及びセンター長の業務内容につきましては、具体的には、毎週、統括支援員が開催する合同会議に向け、事前におやこ応援課や子ども総合相談センターから提出された案件の状況を把握するなどの準備を行うほか、子ども総合相談センターが調整機関である要保護児童対策地域協議会のケース検討会議に参加し、関係機関とともに必要な支援について検討を行ってまいります。

また、おやこ応援課や子ども総合相談センターが作成する支援の必要性が高い妊産婦・子どもへの支援計画であるサポートプランや連携した対応等について、センター長の指揮命令の下、統括支援員は必要な指導助言を行うほか、職員の資質向上のため、研修等に関する情報収集、情報提供や支援を行う上で必要な地域資源の把握等を行うことを予定しております。

○中村みなこ委員 各会議で必要な支援を検討するほか、様々な業務があると理解いたしました。

では、センター長や統括支援員が置かれることで、子ども総合相談センターとおやこ応援課の業務に追加ですとか、負担軽減などの変更点はあるのでしょうか。

○福田子育て支援部主幹 こども家庭センターは、これまで子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点において実施していた相談支援等の取組に加え、子育て世代包括支援センターのみで作成していた支援を要する子どもや養育者に対するサポートプランを両機能において作成し、切れ目のない包括的な支援を提供していくこととなります。

また、そうした支援体制を整備するため、今年度、こども家庭センターに、母子保健機能と児童福祉機能における双方の業務や専門性について十分な知識を持ち、俯瞰して判断できる統括支援員及び全体をマネジメントするセンター長を配置したことにより、母子保健機能と児童福祉機能が、これまで以上に円滑な連携が図られるものと考えております。

○中村みなこ委員 両機関との合同会議が新しい取組とのことですが、毎週開催であり、資料作成などに時間が割かれたり、会議の開催まで時間がかかることで、速やかに行われるべき子どもや子育て家庭への支援対応が遅くなってしまうことはないのでしょうか。

○福田子育て支援部主幹 合同会議の資料については、新たに作成することなく、両課でもともと

作成していた資料を使うこととしております。

また、速やかに支援を行う必要がある案件については、週1回の合同会議を待たず、随時合同会議を開催することとしており、子どもや子育て家庭への支援などが遅れることがないように対応してまいります。

○中村みなこ委員 ぜひ速やかな支援に心がけていただきたいと思います。

では、保育園等が、通園する親子で心配な状況を把握した場合は、今までは子ども総合相談センターに連絡し、そこから相談機関や医療機関につなげていたと思いますが、その辺りに変更等がありますか。

○福田子育て支援部主幹 保育所や認定こども園等の保育に関わる関係機関が把握した、養育に課題がありそうな家庭や子育てに苦労しているのではないかとという家庭については、おやこ応援課及び子ども総合相談センターが相談を受け、訪問等により状況を把握し、子育て支援サービス利用のための調整や、関係機関等との連携により対応してまいりましたが、今後も、こども家庭センターであるおやこ応援課と子ども総合相談センターが相談を受け、両課において連携を図ることにより、さらに子育て家庭へ必要な支援を提供できる体制を整えてまいります。

○中村みなこ委員 保育分野も含めて連携して取り組むとのことでした。

それでは、少し視点を変えて伺います。こども家庭センターはどこにあるのと聞かれた場合、どう答えたらいいのかなと思っています。加えて、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点という名称がなくなるという押さえでよろしいのでしょうか。

○福田子育て支援部主幹 こども家庭センターは、その機能をおやこ応援課及び子ども総合相談センターが担うことから、施設としては2か所になります。そのため、昨年度までおやこ応援課が担ってきた子育て世代包括支援センターや、子ども総合相談センターが担ってきた子ども家庭総合支援拠点の名称については、今回、こども家庭センターに機能が包含され、名称としては使用しないこととなりましたことから、現在ある表示からは適宜変更に向けて準備してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 最後です。では、このこども家庭センターは4月からスタートしていますが、市民のアプローチ先としては、おやこ応援課のw a k a ・ b aや子ども総合相談センターであることに変わりがないので、市民にとって大きな影響はないのかなと思います。

しかし、周知は必要だと考えます。現段階でどのようにお知らせしているのか、また、今後の周知について伺います。

○福田子育て支援部主幹 現段階では、こども家庭センターを設置したことについて、広く市民への周知は行っておりませんが、こども家庭センターの相談支援機能については、昨年度までと変わりなく継続維持しておりますことから、おやこ応援課と子ども総合相談センター双方がこども家庭センターとなったこと、その役割について、関係機関への説明や広報等を活用し、周知してまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 ぜひ、周知のほうも速やかに進めていただきたいと思います。ただ、まだ何だか分かりにくい印象があります。先ほどの資料にあったんですが、左下の構造図っていうんですね、その部分を見ても、こども家庭センターは、おやこ応援課と子ども総合相談センターの2つで成り立っているのを見ると分かるのですが、この名称だけだと、この両機能が並列にあるっていうこ

とが本当分かりにくいと感じます。原因を考えたんですけど、名称がちぐはぐというか、だからかなと思っています。どちらかといえば、母子保健機能と児童福祉機能というほうが、並列感も担当のすみ分けも分かりやすいと感じます。だからそうしろというわけではないんですけども、それぞれが連携していく両機関の関係が分かるような名称に変更することも、市民に理解していただいて根づいていく組織になる方法だと思いますので、ぜひ検討していただきたいなということを申し、この質問を終わります。

以上です。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(2) 旭川市こども誰でも通園制度試行的事業についてを議題といたします。

この件につきまして、中村みなこ委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○中村みなこ委員 続いて、よろしくお願いします。これまで、こども誰でも通園制度について、常任委員会や補正予算等審査特別委員会のときに取上げさせていただきました。今年度、モデル事業をスタートするに当たり、まずは募集をかけるとのことでした。試行的事業の応募結果についてお知らせください。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 こども誰でも通園制度の試行的事業につきましては、認可保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所及び地域子育て支援センターを運営する法人を対象としまして、令和6年3月8日から4月5日までを期間とし公募しました結果、7施設からの応募があったところであります。

その後、応募のあった施設につきまして、本事業の審査基準に基づき、職員配置や保育環境などの応募要件に関する審査及び施設が設置されている地域を踏まえ、4施設を今年度の事業対象施設として選定し、運用を決定したところであります。

○中村みなこ委員 この制度が様々な点で不安要素があるということを私のほうから指摘してきたわけですが、7施設の応募があったことに正直驚いています。この名のりを上げた施設の応募理由といたしますか、共通点など、把握していることがありましたら説明願います。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 応募があった7施設に対しまして、特段、応募理由について確認はしておりませんが、当該事業の趣旨に賛同し、子育てをする家庭の支援をしたい、また、利用定員に余裕があり、新しい事業を取り組んでみたい、そういった意向をお持ちの事業所から応募があったものと考えております。

○中村みなこ委員 本格実施も視野に入ってくる時期でもありますので、いずれやるなら今からやってみようかという考えもひょっとしたらあるのかもしれないと思っております。

さて、当初、2施設で実施するという予定だったかと思いますが、4施設に増えたことになりましたが、なぜ増えたのでしょうか。

○熊谷子育て支援部こども育成課長 当初は1施設の定員6名、2施設で計12名での運用を想定しておりましたが、事業構築に当たり事業者側からは、保育士の配置等において、一度に6名を受

け入れることは困難であるとの意見があり、また、定員3名であれば受入れ可能であることが確認できましたことから、令和6年度におきましては、施設の定員を3名、施設数を4施設とし、計12名で事業を開始することとしたところであります。

○中村みなこ委員 受け入れる子どもの人数を6名の予定から3人にしたとのことですが、応募数が多数だったから少なくして、施設数を増やしたということではないのでしょうか。

○熊谷子育て支援部 ども育成課長 当初については、全体で計12名というような事業の構築と考えておりまして、その中で、事業の構築に当たり、事前に事業所等にヒアリングをした結果です。6名ではなかなか困難ではありますが、定員3名ではということで、全体12名の中で、新たに事業を構築したところであります。

○中村みなこ委員 事前のヒアリングでの意見を基に、子ども3人受入れ型として変更したということですね。保育士2人確保の負担の大きさが、改めて確認されたとも言えるのかと思います。

では、スタートする試行的事業、モデル事業と、今後、全国で取り組む本格実施にはどのような違いがあるのでしょうか。

○熊谷子育て支援部 ども育成課長 令和6年度の試行的事業におきましては、市町村や事業者における実施方法や運営上の課題などを収集し、運営の在り方について検討、整理を深めながら、本格実施の際は、給付制度として、全国の自治体において実施することとされております。

本市におきましては、今回設定した4事業所において事業を進めてまいります。令和7年度の事業概要につきましては、今後国において、令和6年度の事業を検討、整理した上で、詳細について示される予定となっております。

○中村みなこ委員 詳しいことはこれから示されるとのことですが、本格実施は自治体ごとで進めることになります。どのような全国的な縛りが設けられ、どこまで自治体裁量で取り組むことになるのかも、試行的事業の課題や検討結果を受けて決まると理解いたしました。

それでは、具体的なところをもう少し質問させていただきます。実際の事業開始の時期と利用に当たっての手續についてお伺いします。

○熊谷子育て支援部 ども育成課長 今後のスケジュールにつきましては、6月3日以降に、利用を希望される施設へ直接電話で事前面談の予約を行っていただき、事前面談で制度説明を受けた後、事前登録を行っていただく流れになります。

その後、施設で受付した事前登録申請をども育成課にて集約し、認定通知書や通園カードを保護者宛てに発送後、6月17日から実際の各施設における預かりを開始する予定となっております。

○中村みなこ委員 来月からようやく開始とのことですが。

では、今までは一時預かりという事業が行われてきました。そして、今回新たに子ども誰でも通園制度が始まるわけですが、この2つの事業がどう違うのかということも含めて、まだまだ市民の皆さんに知られていないと思われます。一時預かりとの違いの説明も含めて、子ども誰でも通園制度の周知をどのように進めていくのかお伺いします。

○熊谷子育て支援部 ども育成課長 本事業の実施に係る周知方法等につきましては、5月21日にホームページに掲載いたしましたほか、乳幼児健診など、保護者が訪れやすい場所へのチラシ配布、報道依頼等を行うなど、周知を図ってまいります。

また、一時預かりとの違いについてですが、一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情など

により、一時的に家庭での保育が困難になった場合などにおいて、一時的に施設が預かり、必要な保護を行うことに対し、こども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる仕組みとして創設されたものであります。保護者の立場からの必要性に対応した一時預かり事業に対しまして、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としたのが、こども誰でも通園制度であります。

○中村みなこ委員 広く周知さえされれば、預ける側、保護者としては、預け先が増え、いつでも預けられるという点で喜ばれると思いますが、そこばかりがクローズアップされていくような気がしてなりません。結局、一時預かりと同様、保護者の立場からの必要性になってしまうのではないかと思います。

また、子育てに困難を抱えている、なかなか外に出られないでいるなど、保育が必要とされている親子に利用してもらえるのか、そもそもそういう親子の把握やピンポイントでのアプローチをどう進めていくのかも重要だと思います。ですが、その辺りには手をつけずに、誰でも通園できますよだけでは不十分な制度としか思えません。

子育て支援部としてどのように認識されているのでしょうか。

○向井子育て支援部長 こども誰でも通園制度につきましては、先ほども御答弁させていただきましたように、今年度はモデル的に試行的実施とされておりまして、国においては令和8年度からの給付事業としての本格実施を目指している事業ではございますが、一時預かり事業とは異なり、利用に当たっての特段の理由は求めておらず、例えばですけど、子どもを預けてリフレッシュしたいであるとか、買物などの用事があるので預かってほしいなど、まずは多くの方に利用していただきたいというふうには考えております。

また、本事業は、委員の御指摘もいただきましたとおり、未就園児を育てる親の孤立を防ぐとともに、他の園児らとの触れ合いを通じて、子どもの成長を促すことも目的の一つでありますことから、様々な機会や関係団体等の協力をいただきながら周知に努めるとともに、今後の利用者の状況なども踏まえながら、課題を整理していきたいというふうに考えております。

○中村みなこ委員 全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するのが目的と先ほども答弁にありました。まだモデル事業ですし、スタートもこれからです。様々な課題意識を持って、子どものための制度にするため、受け身ではなく、子どもにとってのよりよい早期保育はどうあるべきかを考えて進めていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいで結構です。

次に、2、学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。

(1) いじめ・不登校相談窓口における対応状況について、理事者から報告願います。

○石原いじめ防止対策推進部長 令和5年度における、いじめ・不登校相談窓口における対応状況について御報告いたします。

昨年4月、いじめ防止対策推進部を新設し、教育委員会の職員を市長部局に併任とする組織体制

の下、同じ執務室で情報や方針を共有しながら一体的に対応する、独自の取組を開始いたしました。あわせて、いじめ・不登校専門の相談窓口を開設し、専用のフリーダイヤルや手紙、チャットなど多様なツールを活用し、いじめの積極的な把握に取り組んでまいりました。学校を通さずに直接相談できる窓口として、児童生徒や保護者に広く認知されたことによりまして、資料にございますとおり、令和5年度のいじめ・不登校の相談人数は200人となっております。令和4年度に子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーが対応した87人と比べ2.3倍、113人の増となりました。相談の内訳といたしましては、いじめが令和4年度と比べ、50.5倍の101人と大幅に増加いたしました。不登校も令和4年度と比べまして、1.2倍の99人となったところでございます。

今年度も、学校、教育委員会と市長部局が一体となりまして、いじめ防止対策の着実な推進を図るとともに、新たに地域や団体などと連携した出前講座の実施やサポーター制度の創設を進めるなど、全ての子どもたちが安心して生活し、学ぶことができるまちづくりに向けた機運の醸成に努めてまいります。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、（2）令和5年度のいじめの認知件数等について、及び（3）旭川市議会子育て文教常任委員会提言書に係る対応についての以上2件について、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 初めに、令和5年度のいじめの認知件数等について御報告いたします。

令和5年度に学校から報告を受けたいじめの認知件数は、小学校5千303件、中学校844件、合わせて前年度の約3.6倍の6千147件であり、このうち4千458件は既に解消となっております。

いじめについては、各学校で認知をしてから、心のケアや見守り活動、保護者への情報提供などを継続し、少なくとも3か月経過した後、児童生徒及び保護者へ嫌な思いをしていないかの確認を行った上で判断することとなっているため、令和5年12月末の認知件数と比較しますと、解消率は小中学校ともに約96%となっております。

また、令和5年度のいじめの重大事態の発生件数については、生命心身財産重大事態が1件、不登校重大事態が11件、いずれにも該当する重大事態が2件、合わせて14件となっています。本日報告いたしました令和5年度のいじめの認知件数、対象件数及び重大事態の発生件数については、市のホームページで公表してまいります。

次に、令和5年10月10日、旭川市議会子育て文教常任委員会から学校及び児童センター等の暑熱対策について提言書をいただきましたので、対応状況を御報告いたします。

1点目は、熱中症対策ガイドラインの作成についてです。これまで、国の手引や道教委マニュアルを参考に各学校が作成しておりましたが、新たに教育委員会において、各学校の対策の指針となるガイドラインを作成し、4月23日に全小中学校へ配付を行っております。ガイドラインでは、暑さ指数計を活用し、暑さの段階に応じた対策をあらかじめ決めておくことや、熱中症警戒アラート発出時における臨時休業などについて分かりやすく示しており、引き続き、様々な機会を通じて、

適切な対応の徹底を図ってまいります。

2点目の冷房設備の設置についてであります。小中学校では、早期対策として、本年6月末までに未設置の保健室や多目的教室等にエアコンを設置するほか、室温の上昇を抑えるため、全ての普通教室に遮熱カーテンと簡易クーラーを同じく6月末までに設置いたします。今後は、小中学校74校全ての普通教室及び職員室にエアコンを設置することとしており、そのうち、今年、小学校10校については先行して、令和7年夏までの整備を目途に作業を進めております。残りの64校については、学校設備の状況を事前に調査した上で、整備計画を立て、できるだけ早い完了を目指して順次整備を進めてまいります。公設の放課後児童クラブや児童センターにおいても、順次、エアコンの設置を進めており、この夏までには整備が完了するものと聞いております。

3点目の冷却物品については、新たな予算措置は講じておりませんが、応急処置に効果的な氷やスポーツドリンク、経口補水液、凍らせたタオル、保冷剤などについては、学校運営充実費等により必要な物品を常備するよう各学校に指導してまいります。

4点目、最後になります。保護者等への情報共有については、学校が臨時休業や下校時間の繰上げなどを行う場合、事前に保護者に連絡し、協力を求めていることが重要ですので、各学校等に対しては、保護者への十分な情報提供について、今回作成したガイドラインにも明記をしております。

報告は以上です。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、私のほうから一言御礼申し上げたいと思います。

昨年10月10日に常任委員会として、議長を含めて提言書を提出させていただきました。約半年で市のガイドラインを作ってください、また、冷房設備、備品等の設置等も細かく学校現場に指示をしていただいたと思います。本番の暑さはこれから出てきますので、このガイドラインが生かされるよう、また、現場への対応、助言等を含めて、今後もよろしくお願いしたいと思います。

あわせて、委員の皆様には、本来常任委員会で報告後に学校現場に通知するところ、運動会シーズンで練習もあることから、早めにガイドラインを出してあげたほうがいいんじゃないかという御理解をいただき、担当部局の説明を聞いて御協力いただいたことに、併せて感謝いたします。大変にありがとうございました。

それでは、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(4)旭川市科学館サイエンスショーにおける観覧客の負傷事故について、理事者から報告願います。

○佐藤社会教育部長 旭川市科学館で実施しましたサイエンスショーにおいて、観覧者が負傷する事故が発生したことにつきまして御報告いたします。

発生日時は令和6年4月20日土曜日、午後1時45分頃、発生場所は旭川市科学館1階サイエンスシアター、事業名称はサタデーサイエンスショー「燃焼の実験」、観覧者数につきましては54人、負傷者数は4人でした。

事故が発生したサイエンスショーにつきましては、燃焼は可燃物があること、酸素があること、十分な温度があることの3つの要素を満たすときに起こるということを伝えるため、8つの実験を

行っております。事故が発生した圧縮発火装置は、アクリル製の筒を両側からゴム栓で密封したもので、直立設置した状態で、棒で上から急激にゴム栓を下に押すことにより、断熱圧縮で筒の中の温度を上昇させ、筒の中に入れた物質を発火させるものでございます。条件がそろわないと発火しないため、数あるサイエンスショーの中でも難易度が高く、うまくいかないこともよくあります。今回もティッシュペーパーを使用した1回目の実験において発火しなかったために、2回目の実験では発火しやすいフラッシュコットンを使用しましたが、フラッシュコットンの量が必要とする量よりも多かったため、過度に発火が起こり、アクリル製の筒の破裂を引き起したものでございます。フラッシュコットンは着火温度が低く、一瞬で燃えることから手品でよく使われるもので、当該サイエンスショーの別の実験でも使用しておりました。

圧縮発火装置の実験で負傷された4人の方につきましては、科学館の救護室で外傷の状況を確認し、応急措置を行い、うち2人の方につきましては、病院を受診の上、必要な処置を受けていただきましたが、現在は通院しておりません。

事故後は、サイエンスショーの全ての実験について手順や機器類の安全性を確認し、火気を扱うものについては中止をしております。

今後は、同様の事故が発生しないよう職員全員の安全意識を高めるとともに、予備実験を丁寧に行うなど安全性を確保して、火気を扱うサイエンスショーを再開したいと考えております。また、そのほか科学館で行われる全事業についても、危険性の再点検を行い、必要な安全対策を講じながら実施しているところでございます。

このたび、旭川市科学館における事故により被害に遭われた方に深くおわびを申し上げますとともに、多くの皆様に御心配、御迷惑をおかけしたことに、心よりおわびを申し上げます。

報告は以上でございます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、(5)小中学校の教職員配置についてを議題といたします。

この件につきまして、中村みなこ委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○中村みなこ委員 全国的に、教員未配置の問題が報道されています。川崎市では、政令指定都市で大きい自治体ではありますが、小中学校も170校あるんですが、4月の足りない教職員は130人を超えているという報道もありました。せっかく35人学級が実現したのに、40人に戻しているという実態もあるということです。北海道内でも、先生が足りていないんだという学校からの話がちらほら聞こえてきております。

では、今年度、旭川の教職員配置の状況についてお示してください。

○山下学校教育部教職員課長 令和6年4月1日時点での教職員の配置についてであります。年度末に児童生徒数が増加したことなどにより、教職員定数の変動が生じ、小中学校5校において、教員1人、養護教員1人、事務職員3人の合計5人の欠員が生じたところでございます。

このため、速やかに期限付教諭等の配置に必要な対応を行い、既に教職員4人を補充し、残る事

務職員 1 人については、道教委と連携を図りながら早期の配置に向け調整を進めているところです。

○中村みなこ委員 あと 1 人というところまでこぎ着けているとのこと。教員未配置の問題はここしばらく続いていて、解消される兆しも見えないままの状態だと感じております。それなりの対応に努めてくださっているんだとは思いますが、今年度も未配置が出てしまったのはなぜなのでしょう。前年度中に把握し、対応できなかったのでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長 教職員配置につきましては、これまでも、年度当初に欠員が生じないよう各学校との連携を密にしながら、児童生徒数や学級編制の状況把握に努め、適切に対応してきております。

令和 6 年度におきましては、事前調整をきめ細かく行ってきたものの、急遽の定数変動や配置予定者の辞退などにより、代替教職員の確保に時間を要し、欠員が生じたところです。

○中村みなこ委員 保護者の転勤などによる子どもの増減や教員の病休など急な対応を迫られると、未配置を防ぐのは難しいと理解いたします。未配置はなくて当たり前だと考えると、未配置防止のためのさらなる手だてが必要だと感じています。

それでは、昨年度から、産休・育休代替教職員の安定的確保のための加配定数を活用した支援、いわゆる先読み加配と呼ばれているものですが、これが始まっております。休みに入るタイミングではなく、年度初めから配置されるということで、現場では大変喜ばれている制度です。

今年度は、この先読み加配を休みに入る見込み分全て配置することができているのでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長 年度途中で産休や育休を取得する教職員がいる場合、その教職員が不在となる日以降でないと代替教員を配置できないため、すぐに代替教員を確保することが難しく、欠員を生じてしまう状況があります。

このような教員不足の改善を図る方策の一つとして、令和 5 年度から文科省では、年度途中に見込まれる産休や育休の代替教員を、年度当初の 4 月から前倒しして任用する場合、教員の加配措置を認める運用を始めています。

令和 6 年度は、小学校において該当する教員がいたため、小学校 6 校 6 名について、道教委に教員の加配を申請し、全ての学校で加配措置が認められたことから、年度当初から代替教員が配置されております。今後も、産休や育休を取得する教員の把握に努め、各学校や道教委と連携を図りながら、当該制度の活用を図ってまいります。

○中村みなこ委員 申請のあった 6 名分全て加配措置できたということで安心いたしました。

それでは、今年度から市費負担教員の確保が困難という理由で、1 年生の少人数学級が終了となり、その代わりに、特別支援教育補助指導員の増員配置が決まっておりました。この増員分の配置状況について伺います。

○山本学校教育部学務課長 教育上、特別な支援が必要な児童生徒に対する支援体制の充実を図るため、必要な学校に配置している特別支援教育補助指導員につきましては、本年度 14 人を増員し、合計 100 人の配置を予定しているところでございます。このうち、98 人の配置を 5 月 21 日時点で終えており、残りの 2 人につきましても、現在、募集を行っているところでございます。

○中村みなこ委員 あと 2 人が配置されておらず、募集中ということです。新しく 14 名という大幅増員ですので、人員確保は難しかったのだと思いますが、あと 2 名の配置を待ち望んでいる現場のために、引き続き努力していただきたいと思います。

それでは、教員業務支援員、いわゆるスクール・サポート・スタッフの配置についてもお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症対策として、一時期は91名が配置されていました。しかし、昨年度は年度途中に大きく減らされていたと思います。令和6年度の配置状況についてお示ください。

○板東学校教育部学校施設課長 教員業務支援員、スクール・サポート・スタッフの配置事業は、教員の業務負担を軽減するため、国の支援制度が始まりました平成30年度から、北海道において実施されております。

令和6年度のスクール・サポート・スタッフの配置状況としましては、特別支援学級を含めた学級数が19学級以上の学校を対象に、年間配置時間の上限が720時間、任期は1年間で、小中学校合わせて27人が配置されております。また、同じく学級数が12学級以上18学級以下の学校につきましては、上限400時間、任期1年間、小中学校合わせて21人が配置されております。

○中村みなこ委員 学級数、学校規模において配置基準が決められていること、その下で合わせて48名が配置されているとのことですが。

今年度の配置に当たり、学校から要望を聞いて申請したと思いますが、現場からはどのような要望が上がっていたのでしょうか。また、この配置状況は、学校からの要望に対し、どの程度対応できているのかお伺いします。

○板東学校教育部学校施設課長 スクール・サポート・スタッフにつきましては、教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に力を注ぐことができるよう、学習プリントや各種資料の印刷、配付の準備、採点業務の補助など、多様な補助業務を担っており、学校にとって不可欠な人材となっております。

こうしたことから、これまでも多くの学校から事業継続の要望がありましたが、今年度につきましては、消毒作業など、新型コロナウイルス感染症対策のための配置が終了となったことなどにより、7校の小学校で配置要望を出しましたが、未配置となっております。

○中村みなこ委員 7校で要望したのにかなえられなかったとのことですが、どうして配置されなかったのか明らかにされていないということでしたが、学校現場への教職員の配置について、年度初めの急な対応を含め、5月現在の状況についてお答えいただきました。100%配置されているわけではないですが、事務職員1名、特別支援教育補助指導員2名が未配置、スクール・サポート・スタッフは7校で要望が通らなかったという現状を確認できたと思います。担当の皆さんの努力の末、最小限で済んでいることにまず感謝申し上げたいと思います。ニュースになるような状態ではありませんが、未配置の学校では、その分のしわ寄せがほかの教職員の負担、そして子どもたちにはね返っているのは確実です。はっきり言って、100%予定どおり配置されても、現場に人が足りず、子どもたちの学びのため、安心して過ごせる環境や、教職員の働き方改革のためには全く足りない状況です。そのことを改めて皆さんと共有認識したいと思っております。

さて、年度初めの今でさえこのような状況です。年度途中の欠員や産休などに対応できるのか、大変心配になるわけですが、どのように対応していくのか、新しい対策などはあるのかお伺いします。

○山下学校教育部教職員課長 これまでも年度途中において、教員の退職や休職、産休や育休などにより教員の補充が必要となる状況が発生しております。近年は、教員の成り手不足が顕在化して

おり、代替教員の確保に時間を要することもあります。道教委とも連携しながら、人材確保に取り組み、速やかな代替教員の配置に努めているところですが、教員不足の状況は年々深刻さを増しております。

このため、引き続き道教委と連携しながら、速やかな代替教員の配置に努めていくとともに、教員を志望する若い方々に、学校という職場や教員という職種に魅力を感じてもらえるよう、教員の働き方改革や、やりがいのある職場環境づくりに取り組んでいくことも重要であると考えております。

○中村みなこ委員 教員の働き方改革や、やりがいのある職場環境づくりも決まり文句の感がありますが、まだまだ結果には結びついていないと感じています。結局は、どれも人が配置されないと進まないことなのに、先日の中央教育審議会のまとめでは的外れなものしか出されず、がっかり感が否めません。調整額を10%以上に上げて、給与改定も抱き合わせで微々たる増額になってしまいますし、そもそも教育予算の総額は変わらない中で、こねくり回すだけだと感じています。働き方改革にもならないし、余裕を持って子どもたちに寄り添う教育環境もつくれな。い。それどころか、定額働かせ放題の助長まで懸念されています。国や道への要望、連携と並行して、何か市としてできることはないのか、ぜひぜひ今後とも模索していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいで結構です。

次に、(6)教職員の働き方と病気等による休職の現状についてを議題といたします。

この件につきまして、横山委員から発言の申出を受けております。

それでは御発言願います。

○横山委員 それでは、ちょうど中村みなこ委員の最後の締め言葉に引き続くような質問の中身となるかと思いますが、議員になって以来、働き方改革については度々議論をさせていただきました。時間外勤務の状況についても、度々説明を求めてきたところですが、新年度になりました。昨年度までの月45時間の上限を超える教職員の時間外勤務の状況、改めてどんな状況にあるのか、お示してください。

○中山学校教育部教職員課主幹 時間外在校等時間が月45時間の上限を超える教職員の割合につきましては、全ての職種の年間の平均の数値を見ますと、令和元年度が24.1%、令和2年度が22.1%、令和3年度と令和4年度が20.9%、令和5年度が17.1%であり、過去5年間減少し続けております。

○横山委員 数字上は前年度までは下回っているということなんですけれども、あくまでこれは平均値ですので、個々の教職員の状況は詳細には分からないところもありますし、45時間をどの程度上回っているのかも明らかにはなっていないと思います。

また、45時間未満でも、45時間に非常に近い時間外勤務を行っている教職員もやっぱり多いんではないかなと思うんですよね。上限を超えていない教職員の時間外勤務の状況については、どのように認識をしていますでしょうか。

○中山学校教育部教職員課主幹 時間外在校等時間が月 4 5 時間以下の教職員の中には、時間外勤務がゼロの者もいれば、4 5 時間の者もあります。時間外在校等時間については、全ての職種の年間の平均の数値を見ますと、令和元年度が 3 0 時間 5 4 分、令和 2 年度が 2 8 時間 4 0 分、令和 3 年度は 2 8 時間 2 分、令和 4 年度は 2 7 時間 2 6 分、令和 5 年度が 2 5 時間 2 1 分となっており、時間外在校等時間が 4 5 時間の教職員の割合と同様に年々減少しております。

これは、各学校において働き方改革の取組を進めてきたことの現れとも考えておりますが、一方で、依然として上限を超える者も一定数おりますので、引き続き、勤務時間の適正な管理を徹底するとともに、働き方改革の取組を進めてまいります。

○横山委員 数字の減り方だけ見れば、減少しているということは言えると思うんですけども、2 5 時間程度だからいいということにはならないわけですよね。そもそも時間外勤務は命じられないことになってますので、存在すること自体を問わなければいけないわけですし。それから、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法による教職調整額ってのは、5 0 年前の平均残業時間、月 8 時間を根拠にしたものですから、全くかけ離れた実態であろうということは、度々指摘をしてきたところです。

それから、現場の教職員からは、働き方改革で早く帰れ、早く帰れってだけは言われるので、もう面倒くさいから自宅に持って帰って仕事をしようとか、土日に出てきて仕事をしているというような実態があるということも、これも何度も指摘をして、実態を調査するように市教委には求めてきたところですけども、現時点でどのような状況にあるのか、見解を伺います。

○中山学校教育部教職員課主幹 時間外等の勤務につきましては、職種に加え、学級担任の有無といった校務分掌によりますが、行事や部活動のほうの指導により、週休日に勤務を行うことが実態としてあるものとは認識しているところでございますけれども、各学校の管理職に対しては、週休日の勤務実態に合わせて振替を行うなど、適切な運用について、周知徹底も図っているところでございます。

今後も引き続き、時間外勤務に対して、管理職の協力を仰ぎながら進めていきたい、協力して連携していきたいと考えております。

○横山委員 やっぱり認識がちょっと不十分だと思うんですよね。行事は大体、例えば、運動会であれば土曜日にありますから、全教職員、当然振替があるので、その部分で実質上の時間外勤務は生じないことに帳尻は合うんですけども、部活動は現実的には多分振替なんて実施している教職員はいない、少なくとも私が現場にいたときはありませんでしたので、事実上はないと思いますし、そもそも問うてるのは、個々が毎日こなせない仕事を、結局は土日にやってるんじゃないかと。そのところはやっぱり実態を調査しないと分からない話なんですよ。だから、周知徹底を図るだけで解消されるものではないので、やっぱり実態は明らかにすべきだろうと。調査が必要でないかと私は思いますので、市教委の認識を改めていただきたいなというふうに重ねて申し上げたいと思います。

ちょっと視点は変わりますけども、昨年度末の人事から、定年が 6 1 歳まで延長されることになりました。今後、2 年ごとに 1 年ずつ延長して、最終的には 6 5 歳定年ということになりました。この制度が確定をしてからですね、5 0 代ぐらいの教職員から、今の働き方で 6 5 歳まで働けるんだろうか正直不安ですと、または、6 0 歳を過ぎても、今のような働き方を同じように求められる

のかと、給料は7割支給になっても仕事の量が変わらないとはどう考えても納得いかないというような声を聞くことが非常に多くなりました。

まず、新年度の退職の状況ですとか、人事異動や新採用の状況などで、この定年延長の影響はどんな形で出ているのか、また出ていないのか、見解をお示してください。

○山下学校教育部教職員課長 令和6年度の新規採用教職員については、教員27人、栄養教諭2人、事務職員6人の計35人となっており、昨年度と比較すると14人の減となっております。

また、昨年度、60歳を迎えた校長や教頭、主幹教諭を除く教職員は22人でしたが、そのうち退職した者は4人、定年延長が17人、定年前再任用で短時間勤務の者が1人となっております。

60歳以上の教職員の配置については、定年年齢の引上げに伴い、暫定再任用の職員数は減少しましたが、定年延長、役職定年者の配置により、昨年度よりも増えているところです。

○横山委員 始まったばかりですので、この状況が定年延長のせいなのかというのは、早急には判断できないと思いますけれども、14人新採用が減ったことはちょっと近年にはない状況かなとは思いますが、今回は特に言及はしないこととしたいと思います。

今後、60歳以上の教職員が間違いなく増えていくことになると思いますので、教職員の校内での配置等で様々な課題が出てくると予測されるんですけども、それについて市教委はどのような認識でいらっしゃるでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長 定年年齢の引上げにより、今後、60歳以上の教員は増えていくと想定され、年齢構成のバランスを意識した教員配置が求められています。

このため、60歳以上の教員が、これまで培った豊富な知識や経験を若い世代に継承していくことが重要となります。こうした課題を踏まえて、教員が適性や能力を十分発揮できるよう、引き続き、適材適所の配置に努めてまいりたいと考えております。

○横山委員 年齢構成とかは各学校で実態も違いますので難しいとは思いますが、私は中学校の経験しかないのでも分かりませんが、かつてであれば、50歳を超えたら大体担任は持たないよねっていうような不文律ではないですけども、そういうような人事配置を行われていたような気がするんですけども、実際に私が組合専従休職を明けて現場に戻ったとき、50歳を超えてたんですけども、担任をやって、1学期で7キロ減ったんですよ。激務だという言い方はしませんが、やっぱり体力的にも、非常に重たい負担がかかるのは事実だと思うんです。でも昨今は、50代後半、もう60歳を超えても担任を持ってる人がいるかな、小学校では当たり前のような状況になっているそうですし、だから本当に健康でなければ、体力がなければ働けないというような状況にやっぱあるんじゃないかなと。世代継承がやっぱりうまくいかなるんじゃないかっていう心配は出てくると思いますので、今後も注視はしていきたいと思います。

先ほど、健康で働き続けられるかどうかという不安があるということをおっしゃっている方がいると言いましたが、これが体を壊して病気になって、最悪の場合は休職というようなことにも至ってしまうのではないかなと思います。休職をしたら復帰できるんだろうかと、さらに不安が募るということになると思います。全国的にも病気による休職者の増加っていうのは、様々な問題にされているところですけど、過去10年間ぐらいで、旭川市内では休職者の状況がどんなふうに推移をしているのか、その原因として押さえていることはどのようなことがあるのかをお示してください。

○山下学校教育部教職員課長 病気等による過去10年間の休職者の推移につきましては、平成2

6年度に8人となっており、その後、令和元年度まで1桁台で推移してきたところですが、令和2年度11人、令和3年度17人とピークを迎えた後、令和4年度10人、令和5年度9人と減少に転じております。

休職の原因につきましては、一般的な事例として、教員間での業務量、内容のばらつき、保護者からの要望への対応、コロナ禍での児童生徒あるいは教職員間でのコミュニケーションの取りづらさということなどが挙げられております。

○横山委員 例えば復帰の状況なんかもちっと伺えばいいんですけど、今日はそこは触れないでおきたいと思います。

病気等による休職者の中で、公務災害に起因する休職の状況、特に過重労働が原因で休職に至ったようなケースは市内ではあるのでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長 公務災害に起因する休職者の状況についてであります。旭川市立学校において、過去5年間、過重労働などを原因としたものはございません。

○横山委員 ハラスメント等に起因する病気の発症ですとか、休職の状況、それへの対応等についてはどのようになっていますか、お示ください。

○山下学校教育部教職員課長 病気休暇や休職となった教職員については、その要因が様々であるため一概に原因を特定することは難しいと考えておりますが、現状、ハラスメントを起因とし、病気休暇や休職となっている教職員について、学校からも報告は受けておりません。

ハラスメントについては、校長が日頃から所属職員に対し、未然防止や排除に必要な措置を講じるとともに、相談を受けたり、問題を把握した際は、迅速かつ適切に対処することとしております。また、旭川市教育委員会にも苦情処理相談窓口を設置しており、教職員からの相談対応を行っております。

○横山委員 ハラスメントに起因するというものはないということで、学校からの報告は受けてないということですけど、だからといってないというふうにはならないかなと思うんですね。現実に私も勤務校で、今だったらハラスメントって言葉を使うだろうなという実態はやっぱりありました。校長からのハラスメントはどうしたらいいのかと。市教委が窓口になっていただけるのかどうか分かりませんが、現実には様々な課題を抱えて勤務をしているんだという状況はある程度認識をしていただきたいなと思います。

それでは、休職等に関わる手続ですとか、それから勤務の変更等に関わる責任の所在といったものはどのようになっているのか、これについても見解をお示ください。

○山下学校教育部教職員課長 心身の故障により長期の休養を要する場合、勤務をしなくなった日から90日に達するまでは病気休暇とし、引き続き療養が必要と認められる場合は、90日を超えた日から休職を発令し、延長を含め最長3年を超えない範囲で医師が療養を認める期間、療養に専念していただくものです。その手続といたしましては、診断書等、必要書類を添付の上、市教委から道教委に内申し、発令を受けて決定ということになっております。

○横山委員 最終的な決定の判断は道教委ということですけども、当然様々な説明の周知とか具体的な対応の責任は、職場長である校長というふうに考えてよろしいですね。

それでは最後に、職務復帰後の勤務についてちょっと取り上げたいと思います。恐らく、病気を抱えていらっしゃる方は、多分ここが一番の不安材料だと思うんですね。休んでしまっても戻れなく

なるんじゃないかというふうに考えてしまうと。実際には後遺症が残って、病気になる前、休職前の１００％の状況に戻れないっていう可能性もあるんじゃないかなと思うんです。１００％の職務が可能でなくても、職務への復帰は可能なんですか、御説明いただきたいと思います。

○山下学校教育部教職員課長 病気や事故により、後遺症、身体に障害が残ってしまい、以前と同じような勤務を行うことができなくなった職員から、障害の程度に応じて勤務したい旨の申出があった場合、北海道教育委員会が作成している障がい者活躍推進計画では、校長は、障害の状況や勤務に必要な配慮事項等を確認し、配慮や支援を行うなど、職場環境の整備に取り組むこととされております。

○横山委員 復帰のハードルは決して低くないんじゃないかなというふうに考えます。学校の教職員は子どもと一緒に活動する機会が非常に多いですので、特に身体障害が残ってしまったような場合に、そういった部分で様々な制約を受けるということもあると思いますので、必要な配慮というのは当然あるべきだとももちろん思いますけども、そこで実際には対応できないというケースが出て、結果的に復帰を断念せざるを得ないというような例も私はあるんじゃないかなという気がします。過去にはそういう方々のお話もちよっと聞かせていただいたことがありました。一方で、教員の成り手不足、先ほども様々議論されていましたが、１００％の職務はできないけども、８０％ぐらいなら働けるという人が、それは時間なのか、業務量なのかはちょっと別にしますけども、そういった教職員を一人でも、これからは確保していかなきゃいけないんじゃないかと。ですから、何とか引き止めるようなことを方策としても考えていくということが、これからは大事になっていくんじゃないかなと思います。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律ですとか、障害者の雇用の促進等に関する法律などでは、中途障害者に対しても多様な働き方を認める、例えば短時間勤務であるとか、リモートワークなど、そういった合理的な配慮に基づいて、職場復帰の制度や環境整備を事業主に求めていると思います。学校教職員について全く同じようにということはなかなか難しい、困難な部分はもちろんあるとは思いますが、そのような制度や環境整備は必要だと私は考えているんですけども、現状はまずどういうふうになっているのか、お示してください。

○山下学校教育部教職員課長 旭川市立学校の教職員の勤務時間や休暇等については、北海道教育委員会の規則に基づくことになり、障害を理由とした短時間勤務や在宅勤務などの規定はありませんが、障害を有する職員が障害の特性等に応じて勤務するため、勤務時間帯等の変更や休憩時間の弾力的な設定により、校長が勤務時間や休憩時間の配慮を行うことが可能とされております。

○横山委員 弾力的な運用はいろいろできるけども、勤務時間そのものを短くするだとか、それから在宅勤務のような規定はないということで、現状はそうだということなんですけど、先ほどからも議論してますとおり、働き方改革が十分進んでいるとはやっぱり私は言えない状況だと思います。本当にどんな働き方をしてるのかっていうのがやっぱり明らかになっていないと思います。

それから、中教審での議論も、結局給特法の抜本的見直しには至りませんでした。教職調整額の増額は、一方で長時間労働を固定化することになると思います。かつての４％でも、現場ではこういうことを口にする校長がいました。４％分は残業をしてもらいます、みたいなことをですね。それが通るんであれば、１０％分は長時間労働を含んでるんだみたいな現実がまかり通ってしまうと思うんです。それを現場の教職員は非常に懸念をしています。

それから、定年延長による影響も大きいということは、先ほど、健康不安を口にする教職員のこともお話をしました。給与が減る中で、それから体力的に落ちる中で、そして平均年齢が上がっていく中で、もう少し若い方に負担していただく部分が年齢の高い教職員にかぶさってくると、そういう可能性もこれから増えていくんじゃないかなと思います。

一方で、病気休職者は増加しているし、復帰できなければ退職という現状を、やっぱりこのまま放置しておくわけにはいかないんじゃないかなと思いますが、現在の制度はないと。ただ、60歳以上には、再任用による短時間勤務っていうのが制度的には存在はしてるわけですね。ですから、例えば、休職後復帰者へ、その部分でも例外的に、適用拡大するというような制度設計がこれから将来的にやっぱり必要だと思いますし、民間に求めているものが、公務職場だからできないってことにならないと思うんですね。これはもう市としてできる話では当然ないと思いますので、そうした制度整備を国や道に求める努力を市教委としてはするべきではないかというふうに私は考えますが、市教委の見解を伺って私の質疑を終わりたいと思います。

○坂本学校教育部長 ただいま、横山委員から教職員の働き方に関わっての現状、課題について、様々な質疑等、御意見をいただいたところでありますが、学校現場や教職員を取り巻く環境については、いじめや不登校への対応、部活動指導、近年の情報化の著しい進展、またコロナ禍などによって、ここ数年を見ただけでも非常に変化が著しく、さま変わりしていると思っています。

それと並行して、教員の方々の仕事も複雑かつ多様化して、そのボリュームも年々増えてきていますと私どもも受け止めております。仕事と生活のバランスをしっかりと取りながら、自らの能力を発揮できる環境の整備が、学校現場に限らず、あらゆる職種にとって重要なことだと思っています。過重な負担ですとか、コミュニケーションの不足によって、心身に不調を来してしまうということは、誰にでも起こり得るものだと思っています。採用時には、健康であったものの、何かのきっかけで通常の勤務ができなくなったり、定年延長により、将来の勤務に不安を抱いたりしている方々は決して少なくはないと思っています。

教職員の勤務や休暇については、北海道教育委員会の定めによって我々対応しておりますけれども、本市においても、職員の勤務時間、時間外勤務、病気による休職、職場復帰、さらには、定年延長による継続勤務への不安解消など様々な課題があるものと認識はしております。旭川市としても、学校現場や職員の困り感に常に目を配ると同時に、しっかりと実態も把握しながら、誰もが安心して働き続けられるよう、引き続き、教員の働き方改革をさらに推進し、職場環境の充実にも継続して取り組んでいく必要があると考えています。

また、これまでも、国や北海道に対しては要望や提言を行ってきておりますので、今後も制度の充実や新設については、関係自治体、関係団体と情報をしっかりと共有し、連携しながら、様々な機会を通じて求めていくなど、必要な取組を進めてまいりたいと考えております。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前 1 1 時 1 5 分